府政報告 No.2052

日本共産党京都府会議員団 発行2015.7.6

TEL075-414-5566 FAX075-431-2916 Eメール giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

もくじ

本庄 孝夫議員一般質問・・・・1

ばばこうへい議員一般質問・・・6

島田けい子議員一般質問・・・12

他会派の一般質問項目・・・19

●京都府議会6月定例会で日本共産党の本庄孝夫議員、ばばこうへい議員、島田けい子議員が 一般質問を行いました。各議員の一般質問と答弁の大要を紹介します。

6月定例会 一般質問

本庄たかお (日本共産党・京都市山科区) 2015年6月26日

【本庄】日本共産党の本庄たかおです。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問します。

質問に入る前に、議長のお許しを得て一言申し上げます。先のいっせい地方選挙で、山科区民の皆さんのご支援で8年ぶりに議席を取り戻すことができました。選挙でお約束した公約の実現へ、「教え子を再び戦場に送らない」と誓った教師の一人として「戦争法案」の廃案へ、また、府民の命と暮らしを守るために、全力で奮闘する決意を表明するものです。

地元山科区の四ノ宮川、安祥寺川の災害対策について

【本庄】それでは質問に入ります。

先ず、地元の山科区の災害対策についてお伺いします。

一昨年9月の台風 18 号災害で、山科区では全壊1件、床上・床下浸水 271 件、土砂崩れ、冠水などとともに、地下鉄東西線と京阪電車京津線の不通、牛尾道や大文字登山道の崩壊など、市民生活に大きな被害と影響を与えました。

災害直後に開催された宇治川圏域河川整備計画検討委員会では、「台風 18 号で浸水被害のあった安祥寺川、四ノ宮川については、上流に未整備区間をかかえるものの、近年は氾濫等による大きな被害がなかったということで、実施時期としては直ちに着手しないという整理をしていた」とあります。

先ず、市街地を蛇行する四ノ宮川です。全体として川底が浅く、浸水の大半は整備が先送りされてきた未整備の区域に集中しました。京阪「四ノ宮駅」北側の住宅地では、1 mを超える床上浸水となりましたが、護岸の上に板を立て浸水から住宅を守ろうとされています。また、これまで住民が護岸の上にブロックを積み増し、住宅を守ってこられた「筋違橋(すじちがいばし)」上流では、流木と濁流によってブロックが 10 数mにわたって押し倒され、床上浸水被害となりました。被災された住民は、次の災害に備え、新たにブロックを積み増し、また、家を新築された住民は、床下を 50 cmかさ上げされました。「この 20 年来、京都府は何の整備もしてこなかった。住民だけの対策には限界」と早急な対策を要望されています。

次に、毘沙門堂の奥を源流とする安祥寺川です。大文字山への登山道で山の斜面が崩落し、土砂と倒木が河川を埋め、下流の護岸を崩しました。また、JR線路の北側から「田山橋」で南に直角に曲がる構造となっている線路のガード下は、これまで豪雨のたびに水が溢れてきました。18号災害では、氾濫したガード下から20m南にある京阪の線路沿いに、地下鉄「御陵駅」構内に15600トンの泥水が流れ込みました。この

ガード下は、道路が狭く歩行者が危険、緊急車両が通れないなど、住民の皆さんからは、これまでから抜本 対策が要望されてきました。

私は災害直後から、地元の皆さんと一緒に被災者の声をお聴きし、四ノ宮川、安祥寺川などの河川、全壊家屋を発生させた土石流現場をはじめ、周辺の土砂崩れの現場や大文字山登山道、牛尾道などへの専門家を交えた調査も行ない、数度にわたって京都府や京都市の土木事務所、JR西日本京都支社、京都大阪森林管理事務所などへの要望と申し入れを重ねてきました。

そこで、お伺いします。

先ず、「宇治川圏域河川整備計画検討委員会」で、安祥寺川、四ノ宮川についての「上流に未整備区間をかかえるものの、実施時期については直ちに着手しない」との整理は、河川改修の遅れが災害発生の一因だということを示しています。直ちに「整備計画」の対象に加え、抜本的な対策を行なうよう求めますが、いかがですか。

また、京都市をはじめ、関係機関との協議を急ぎ、四ノ宮川では全体の「護岸のかさ上げ」をはじめ、固定堰の可動堰への切り替えによる「疎通能力」を高めるなどの対策、安祥寺川では、土木事務所が「雨水貯留」の検討をあげておられますが、緊急の対策が求められていますが、いかがですか。

【知事】山科区の災害対策についてですが、安祥寺川につきましては、昭和 40 年代に、四ノ宮川については昭和 50 年代に府道四ノ宮四ツ塚線より下流の改修を行っておりますが、少なくとも昭和 30 年代後半から約 50 年間にわたりまして、護岸の一部損壊とか内水における小規模な家屋の浸水のような事態は起きたのですけれども、今回の様な大規模な河川からの溢水被害はなかったところであります。しかし、平成 25 年の9月台風 18 号では、全国初の大雨洪水特別警報が発令されるとともに、山科区においては、降雨量 364 mmという記録的な豪雨を観測し、それにより両河川で溢水による浸水被害が発生しました。こうした状況の中で浸水被害が発生したことを受け緊急的な対策として安祥寺川では、被害後直ちに護岸の修繕、河道内や上流砂防堰堤の堆積土砂の除去及び河川断面を阻害していた橋りょう2箇所の撤去など、洪水の疎通能力を確保する対策を実施するとともに、四ノ宮川におきましても河道内の堆積土砂の除去を行ったところであります。なお、今年度につきましても出水期までに安祥寺川の上流砂防堰堤の土砂除去や安祥寺川、四ノ宮川の河道内の堆積土砂の除去を行いました。

一方、浸水被害につきまして抜本的に軽減対処をするための対策については、今、河川整備計画に追加すべく検討をすすめておりまして、平成25年10月以降7回に渡って京都市とも協議を継続しております。ただ、具体的には安祥寺川、四ノ宮川の沿線が、人家が連たんしていることや、JR東海道線、京阪京津線の下を横断しており、そこに市道が重なっているということでありまして、その中では非常に複雑な形状になっている点から、やり方、そして事業主体のあり方についても調整が非常に難しい現状がございます。それだけに、単純に河道を拡幅することは困難であるため、河床の掘削等の河川改修に加えて、流域における貯留施設整備や下水道整備との連携も含めた総合的な治水対策を検討しているところであります。引き続き京都市との協議を重ね具体的な対策を早期に河川整備計画に追加すべく検討してまいりたいと考えております。

【本庄・再質問】四ノ宮川の「整備率0%」という問題は、住民に大きな不安と京都府政への不信を与えています。昨年3月の宇治川圏域河川整備計画では、「人口集中地区を流下する河川において、概ね1時間50mmの降雨水量に達していない区間では、優先的に河川整備を進める」とあります。

先ほどの、知事の答弁で、前向きに検討していると、整備計画を検討しているということがございましたけれども、どの時期になったらこの「整備計画」に加えていただくことができるのか、伺いたいと思います。 安祥寺川では、集中豪雨のたびに浸水被害が発生している住民の不安解消へ、抜本的な対策を京都市と協議をしていると申されておりますが、だいぶ前から協議は続けて頂いているわけで、期限を区切って行なう必要があると考えますが、いかがですか。再度お伺いします。

【知事】現在、出水期については、応急対策を講じたわけでありますけれども、河川整備計画に追加するとなりますと、具体的に中身を決めていかなければならない。それについて、先ほど申し上げましたように、かなり人家が連たんをしている中で、JR東海道線、京阪京津線の下を川があり、市道があり、そして鉄道がある状況。この鉄道を維持しながらこれをどうやって改修するか。こうした方法を今つめているわけでありますので、これは技術的な問題でありますので、何時までにという回答はすぐにはできないのですけれど

も、出来るだけ速やかにやっていきたいと考えているところであります。

【本庄・指摘要望】安祥寺川については、JRの線路ガード下、ここの問題は真剣に受け止めて頂き、協議を進めていただいていると。ただ、相当な難しい箇所であるということは、よく理解をしているところでございます。ただし、四ノ宮川については、一日も早く計画に加えて頂いて、抜本的な対策をお願いしたいと思います。毎年のように発生する台風災害や集中豪雨災害のもとで、災害対策は、今や待ったなしの課題だと思います。山科区の住民のいのちと安全を守るためにも、四ノ宮川、安祥寺川の抜本対策を強く求めて、次の質問に移ります。

特別支援学校の大規模・過密化解消について

【本庄】続いて、特別支援学校の大規模・過密化解消に向けてお伺いします。07年の学校教育法の改正により、特別支援教育が開始されたことを契機に、全国的に特別支援学級、特別支援学校の在籍者が増え続けています。特別支援教育の理念である児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と支援が求められています。

先日、二つの特別支援学校を訪問しました。一つは、「南山城支援学校」です。府南部地域への子育て世代の移住と学研都市等の人口増を背景に、再びピークを迎えています。5年前に八幡支援、4年前に宇治支援学校が開設され、児童生徒数は179名となりましたが、一昨年には206名、本年は240名と速いテンポで増加しています。その結果、普通教室を増やすため、5つ目の軽量鉄骨の教室が増築され、グランドはさらに狭くなり、特別教室の普通教室への転用、廊下やピロティで「からだ・体育」の授業が行なわれています。給食では、ペースト食、やわらか食、アレルギー対応食などの特別食の40食を含む、児童生徒と教職員合わせて400食の調理業務が行なわれていますが、調理室があまりにも狭く物理的にも限界です。また、スクールバスが9台に増え、月ヶ瀬、宇治田原の始発は7時55分、約1時間かけての通学による児童生徒への負担も続いています。敷地の狭さに加え、学校周辺の道路が整備されていないこともあり、放課後には80名~100名が向かう事業所の車両約30台の受け入れも大変です。狭い職員室は、幅80㎝の小さいサイズの机に切り替えても、人が通れないほどの過密状態です。

二つは、「向日が丘支援学校」です。京都初の肢体不自由の養護学校として 1967 年に開校、2年後には 50 周年を迎えます。甲子園球場の2倍の敷地ですが、放射状に伸びた校舎は平屋建てのままです。4年前に 宇治支援学校が開校しましたが、児童生徒数は100名~110名程度との想定を超える125名となり、本年度 は165名と増え続けています。その結果、特別教室を転用してもまだ教室が足りなくて、美術と家庭科を同じ教室に、教室に入れない児童生徒の居場所確保に四苦八苦されています。スクールバスも5台に増え、駐車場が確保できず、乗り降りの際に雨に濡れます。校舎全体が老朽化し、壁のひび割れや廊下も部分的に補修されていますが、教室では配管がむき出しのまま、床の傾きもあります。上水道は、地上に新たに配管されましたが、下水菅の老朽化は放置したままです。プールは、長さが15m位と小さく、水深も浅く、防火水槽のような状況です。下校時には、事業所や家庭からの送迎自動車などで混雑し、職員総出の安全確保が余儀なくされています。

そこで、教育委員会にお伺いします。

京都府全体の特別支援学校在籍数は、この5年間で1.2倍、南部地域の在籍数は652名から862名、1.3倍と増加しています。南部地域での特別支援学校の大規模・過密解消については、これまで保護者や関係者から府議会へ請願が出され、わが党議員団も要望してきました。

5年後に井手町で特別支援学校を開設するとの計画ですが、なぜ5年もかかるのですか。見通しの甘さと 取り組みの遅れがあったのではありませんか。特別支援学校の大規模・過密化の解消へ、今後の推移を含め て、見通しを持った特別支援学校の建設計画等の策定が必要と考えますが、いかがですか。

また、大規模・過密化している南山城支援学校を5年間そのままにしておくことはできません。分校や分 教室などの設置検討が必要と考えますが、いかがですか。

さらに、老朽化した特別支援学校への対策が急がれていますが、施設・設備の抜本改善を含めた計画策定の見通しはいかがですか。

【教育長】新設予定の特別支援学校についてですが、来年度に用地取得を行うとともに、造成工事に着手いたしまして、平成30年度から校舎等の建設工事を行う予定としておりまして、道路等のインフラ整備も必

要であることから開校など5年間を要するものと見込んでおります。

特別支援学校の児童生徒数を推定することは大変難しいものでございますが、この新設は、南山城支援学校の児童生徒数が急激に増加してきている中で、校舎増築等による対応にも限りがあることから、今後を見据えながら今回計画いたしたものでございます。

また、開校までの児童生徒数の増加に対しましては、毎年の推移をふまえ、施設整備や通学区域の工夫など、引き続き必要な対応を進めてまいります。一方で、山城地域以外の特別支援学校の児童生徒数は、増加はしているものの学齢人口は中長期的に減少傾向があることから、微増にとどまるものと見込んでおり、現状では新たな学校の建設までは必要はないものと考えております。

次に、府立学校施設の老朽化対策についてですが、建築後 30 年をこえます校舎は半数を占めており、大 規模改修や改築の必要性は高いものと認識いたしております。現在、本府の公共施設等総合管理計画の策定 にむけて取り組んでいるところであり、府立学校校舎等の老朽化対策等につきましても、この計画にしっか りと位置付け進めてまいりたいと考えております。

【本庄・再質問】大阪府や兵庫県、奈良県でも過密解消の緊急措置として、支援学校の新設、分校・分教室の設置などがすすめられています。見通しを持った建設計画等の策定が必要ではありませんか。

南山城支援学校の5年後開設までの分校や分教室の件ですが、現在でも60名オーバーの240名となっております。今後、毎年10名~15名増える見通しだといわれています。いつまでに、この分校・分教室を検討されるのか。計画を示されるのか、再度お伺いします。

【教育長】特別支援学校の児童生徒数でございますが、全国的に増加している傾向があることは事実でございます。各府県の実情をふまえたそれぞれの対応がなされているというように承知をいたしております。山城地域では、各特別支援学校間の距離が短いために、通学区域の工夫等により、隣接の特別支援学校において学ぶ方が児童生徒の教育的効果が高いということから、調整で対応していきたいというふうに思っております。

【本庄・指摘要望】特別支援学校の建設計画は、実情に応じてということでございました。確かに実情に応じて考えるべきだと思いますが、あまりにも計画が遅すぎるということを改めて指摘をしておきます。分校、分教室の設置の件ですが、今年1月15日に開かれた教育委員会でも、特別支援教育課長は「通学区域の弾力的な運用、他校への職業学科の設置、施設に余裕のある学校への通学等、様々な角度から可能性をさぐっていきたい」と報告をされております。そういう点では、児童生徒の教育条件に責任を持つ教育委員会の本来的な責務として引き続き努力をお願いしたいし、時期を明確にしていただきたい。要望しておきます。40年以上の向日が丘、与謝の海の各支援学校の建て替え計画を早急に具体化されることを強く求めて、次の質問に移ります。

高校入試制度の見直しについて

【本庄】最後に、高校入試制度の見直しについてお伺いします。

現在の京都の高校制度は、「特色づくり」や「多様化」の名による学校間の格差と差別化、「選択」という名による選別、「切磋琢磨」という掛け声による競争を激化させるものとなっています。「希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障する」という基本に立ち返った制度の見直しを強く求めるものです。

さて、昨年の公立高校の「入学者選抜」は、前・中・後期の三段階選抜となり、前期選抜だけで府内全体で7112名が不合格になり、本年の入試でも、6436名が不合格、受検者の55.4%となりました。合格より不合格がはるかに多いという「異常な入試制度」といわなければなりません。

受検生のお母さんにお話をお聴きしますと、お子さんは「普通科」280名定員の募集割合が30%の前期選抜を受検され合格しましたが、同じクラブの4名の内2名が不合格。合格発表にその4名で行ったが、2名の不合格がわかり、職員室へ学力検査の点数を聞きにいきたいと思ったけれども、2名のことを気遣い行けなかったそうです。発表後の中学校では、不合格の子が学級にたくさん居て、「受かった」ということを言わないよう気をつかった。不合格の2名は、中期選抜で前期と同じ「普通科」を受検し合格しました。お母さんは「前期選抜と同じ高校の普通科を受けて合格するのなら、なぜ何回も選抜をやる必要があるのか」と入試制度の矛盾を指摘されました。また、「クラブの朝練習で朝6時までに家を出て行く子どもの健康が心配」

と、通学圏が京都市・乙訓の21校に広がったことへの不安を語られています。

また、2年連続して3年生を担任された中学校の先生にお聴きしますと、2月の私学の受検から公立の前・中・後期受検の大変過密な状況と実態に驚き、心が痛みました。前期の一週間前に私学受検がありますが、複雑な公立入試の影響でほとんどの生徒が併願で私学を受検します。その結果、私学と公立の入試科目が違うため、両方の受検準備で生徒の負担は大変です。そして、一週間後に前期選抜となり、前期結果の発表後3日間ほどで中期選抜の願書を提出します。前期で不合格の生徒は、中期を受けることができますが、「もう落ちたくない」と出願辞退や受検辞退が相次ぎ、私学に流れる生徒が出てきます。これは、前期選抜で「早く進路を決めたい」「ダメでもともと」と思って受検するが、予想以上のショックを受けたことが原因です。中には不調を起こし、家に引きこもってしまう生徒も出てきます。その先生は、「情報はいっぱいあるけれども、生徒はそれを与えられ、選択させられているだけではないのか。果たして、中学生の段階で自分の適性がわかる生徒がどれだけいるのか」と疑問を投げかけられています。

多くの府県が先を争って導入した複数回入試は、あまりの問題の多さに見直しの動きが強まっています。 最近では大阪府が、2016年度入試から前・後期入試の廃止を決定しました。前期だけで2万5千人もの不合格者を出すことへの府民の批判に応えざるを得なかったものです。

そこで、教育委員会にお伺いします。

まず、合格者より不合格者がはるかに多い「前期選抜」に、どのような教育的な意味があるのですか。また、昨年はアンケートが実施されましたが、今年はなぜ実施しないのですか。どのように検証されているのですか。お答えください。

続いて、先行実施府県では、三段階選抜による入試選抜制度の見直しが行なわれていますが、京都でもこの制度の見直しを検討すべきと考えますがいかがですか。先ず前期選抜を廃止し、従来の一般選抜に戻すべきだと考えますがいかがですか。お答えください。

【教育長】公立高校の入学者選抜制度についてでございますが、京都市・乙訓地域では、平成 26 年度の入学生から、中学生が主体的に学校を選択できるようにするとともに、受験機会に複数化や、より多元的な評価尺度を取り入れた制度を導入し、本年度 2 期目となる生徒が入学したところでございます。昨年度大きく制度を変更したことを踏まえまして、特にアンケート調査を実施したところでございますが、従来から入学者選抜につきましては、通学圏ごとに実施しております中高連絡協議会等におきまして、中学校と高等学校が協議や意見交換を行うなどして検証を行っているところでございます。

その中で中学校からは、中学生が将来の夢や希望を見据え、志望する学校の合格に向け意欲的に学習に取り組んでいること、高校からは、入学後、生徒が生き生きと目的意識を持って充実した高校生活を送っていることなどの報告が出されており、制度の効果が現れているものと考えております。

入学者選抜につきましては、選抜である以上、全員の合格を保障するものではなく、また、適当な競争により、意欲をもって努力することで、全体としてレベルアップにつながることが重要であるというふうに考えております。

府教育委員会といたしましては、引き続き、中学生が希望する高校を主体的に選択するとともに、希望進路の実現に向けて努力していけるよう、選抜制度のさらなる充実に努めて参ります。

【本庄・指摘要望】教育の場で一番必要なのは、みんなで励ましあって、成長していく喜びではないでしょうか。生徒への影響を検証するためには、合格者だけへのアンケートではなく、全ての受検者・保護者へのアンケートを行ない、検証することを強く求めます。

「前期選抜」は、「選択の拡大」や「受検機会の複数化」の名による限りない競争と選別の嵐の中に子どもたちを放り出し、心を傷つけ、「振り落とす」ための試験となっています。

このような矛盾の多い京都の入試選抜制度を見直し、「前期選抜」を廃止すること、府民的な検討の場を設けて見直しを行なうことを強く求めて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

ばば こうへい (日本共産党・京都市伏見区) 2015 年 6 月 29 日

【ばば】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問します。

質問に入るに先立ち、議長のお許しを得て一言申し上げます。先のいっせい地方選挙で、伏見区民の皆さんの大きなご支持ご支援いただき、戦争する国づくりに象徴される安倍首相の暴走政治に、この京都からストップをかけてほしいとの願いを受けて、2期目のスタートを切らせていただきました。伏見区で我が党は、市会で3名、そして府会では私と、上原ゆみ子議員と、5名全員を当選させていただきました。引き続き、みなさんの信託に応えるべく全力で頑張らせていただくことをお誓い申し上げます。それでは質問に入ります。

賃金規定を含む公契約条例の制定等について

【ばば】まず、京都の中小土木建設業の健全な育成、技術継承のために求められる、賃金の底上げ、仕事起こしなど、本府の支援策について伺います。

建設業界を中心とした関係団体の声や運動に押され、本府で公契約大綱が実施され3年がたちました。同時に、この間「技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につながることを期待する」として、国においては設計労務単価が30%近く引き上げられるなど、企業の健全育成や業界の大きな問題となっている若手労働者の確保に向けた取り組みが進められています。

しかし、これらの取り組みが、最大の課題である、賃金に適正に反映されているのか、賃金が引き上がっているのかこそ問われています。

私は、府内の地場の企業や、現場で働く労働者の方たちにお話を伺いました。現場労働者の中では、確かに「単価が上がった」という声もあります。しかし、全京都建築労働組合が毎年取り組んでいる組合員の賃金アンケートの結果を見ても、設計労務単価の上げ幅と比例して上がっているとはとても言えない状況です。

賃金アンケートでは、経験年数5年以上、65歳以下という、現場の中心で働く職人層で、2013年に16,298円だったものが、2014年の結果では15,317円と、逆に現場の賃金が981円下がるという状況になっています。そもそも、2013年度の設計労務単価の全業種平均は19,229円で約3,000円も低いうえに、2014年は20,445円となり、京都の現場の職人さんの中では、その差がいっそう広がっているのです。これでは、企業の確保育成はもちろん、若者がどんどん入ってくるような状況になるわけがありません。そのうえ、この夏から耐震補強工事で公共事業の現場に入るというある労働者は「会社からは日当がさらに3,000円くらい下がる」こんなふうに言われていると厳しい状況を話してくださいました。このように、設計労務単価の引き上げ自身が労働者の賃金に直結する状況になっていません。知事はこの状況をどう認識しておられますか。また、現状をしっかりと把握する必要があると考えますがいかがですか。

これまで知事は、入札制度の改革や、公契約条例を求める我が党の質問に対して「公契約大綱でやるべきことはやっている」との答弁を繰り返してきました。しかし、現場を支える労働者の賃金は、公契約大綱で「最新のものを採用」としてきた設計労務単価とのかい離は無くならないどころか、さらに広がっていると言わなければなりません。それは、労働者だけではありません。伝統瓦技術保持者でもある、京都市内の瓦葺業者のある社長さんは「技術継承のことを考えたら、若手の職人に日当で2万円くらいは払ってやりたい。でも現実は、どんなに頑張っても1万5千円がいいところ」と話してくださいました。地場の企業の中では、「設計労務単価調査の際に実際に払っている額よりも多く書いている。そうしないと利益の確保ができない。」こんな話まであるのです。これらの実態は、「最新の設計労務単価を採用する」というだけでは、企業の適正な利益と、労働者の適正な賃金は保証できないことを如実に示しています。

労働者の「生活できる賃金の保障が無ければ、続けていくことができない」。企業の、「労務単価が上がらないと若者も入ってこないし、企業としての利益も確保できない」。この声の解決がどうしても必要です。設計労務単価の引き上げが、建築資材やガソリンの値上がりなどもあり適正に賃金等に反映されない状況から、適正な利益を企業に保証するとともに、労働者に適正な賃金を保障することが、今行政が取り組むべき課題ではないでしょうか。そのためには、発注者として適正な賃金が労働者に支払われることをしっかりと求めるとともに、それを保障するためにも賃金規定を盛り込んだ公契約条例の制

定が必要と考えますがいかがですか。

これまで、賃金規定を含む公契約条例を求める我が党の質問に対し、知事は「公共だけが高い単価となるのはいかがか」と繰り返し同じことをおっしゃってきました。しかし、公契約条例を実施している自治体を見ればどうでしょうか。全国で最初に条例制定をした野田市では、度重なる条例改正が行われ、対象となる労働者の範囲、対象となる事業の規模などが、どんどん拡充されています。その結果、清掃の委託業務では時給が約100円上がるなどの効果も表れています。このことは、現場の実態が厳しい時だからこそ、せめて公共事業が適正な賃金の支払いをしていくことの重要性を示しているのではないでしょうか。本来であれば、国が全体の底上げも含めて、しっかりとその対策を進めなければいけない問題です。同時に、今こそ府が率先して適正な賃金の実現に取り組むことが、全体の底上げを図っていくという役割があると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

中小企業の仕事おこし、地元企業育成・後継者育成へ

事業者登録制度や住宅リフォーム助成制度の創設を

【ばば】一方、企業の健全な育成と技術の継承を進めていくためには、公契約条例の実施で企業の適正な利益の保障、労働者の適正な賃金の保障を進めていくことと同時に、適正な仕事量の確保も不可欠です。

特に、地元企業の大部分を占める中小の企業にとっては、年間を通じて一定の仕事量が継続的にあることが必要というのが強い要望です。なぜなら、企業にとって抱えている職人の仕事をどう確保し続けられるかは、とても重要な問題だからです。それこそ、日ごと週ごとに現場をつないで仕事を回す。今日はこの現場、明日は、来週は別の現場へ。元請となるような企業はもちろんですが、こうした中小の企業が地域の事業を支えています。こうした企業への仕事おこしをどう進めていくのか。私は、それこそ本府が取り組んでいる府民公募型公共事業のような、規模は大きくなくても身近な地域の切実なたくさんの事業こそ重要だと考えます。ところが、府の土木事務所職員の削減や、災害復旧の事業に加え、府民公募型公共事業が事業量として重くのしかかり、まとめ発注による入札が常態化しています。こうした事業を分割して発注することが、事業量の確保にもつながります。さらに、入札業者だけでなく、地域企業の事業者登録制度を作って発注することで、地域の仕事量を増やすことも十分に可能ではないでしょうか。

同時に、公共事業ばかりでなく民間の仕事起こしでも、まだまだ本府の取り組みで仕事起こしを進めることは十分に可能です。

本府の状況はどうかと言えば、ピーク時との比較で、許可業者が約30%減、入札業者が35%減と軒並み大きく減少をしています。また、先日発表された最新の「市町村民経済計算」を見ると、総生産額が2001年との比較で、丹後地域や相楽地域では50%、中丹や南丹、京都市内でも軒並み70%台にまで減少をしており、その厳しさが他の産業と比較しても深刻なことが見て取れます。このため、私はこれまでから住宅リフォーム助成制度の実施を何度も求めてきました。ところが知事は、政策目的が必要として、耐震化などでは一定制度を実施してこられたものの、経済波及効果の高い住宅リフォーム助成には背を向け続けてこられました。私は、今回改めて現場のお声をお聞きして、経済政策としてはもちろん、業界の健全育成・技術継承という新たな政策目的として、制度実施の重要性が大きくなっていると考えますが、実施・検討について改めて知事のご所見をお聞かせください。

【知事】労働者賃金についてですが、設計労務単価についてでありますが、これは毎年 10 月に国や都 道府県等の発注者が全国いっせいに下請けを含め労働者を対象に賃金台帳などの照合する綿密な調査 を実施して設定しており、調査の結果、実際賃金が上昇していたからこそ本年の2月に前倒しをして平 均約 3.6%の引き上げとなったものです。設計労務単価が上がるから労働者の賃金が上がるのではなくて、賃金単価が上がったので設計労務単価を引き上げているということであります。

京都府としましては、今年度も10月に実施する調査の中で、現場労働者の賃金をしっかりと調査把握し、現場の実態をふまえて適切に対応してまいりたいと思います。

賃金の問題については、これは公契約のみならず私契約も含めた統一的な見地から、ナショナルミニマムとして対応するのが基本であり、こうした考えのもとでは公共事業の労働者の賃金については、私

どもは現場感覚で適切な対応を行っているところであります。

公契約条例の制定につきましては、最低賃金の確保やその引き上げは、全国の全産業を対象とした最低賃金法の役割がありまして、個々の地方公共団体の条例で対応するものではないと思います。したがって各府県の条例の、例えば奈良県の様に最低賃金法の重視など、当然守られていなければならないものを出る域ではございません。そもそも同じ建設業の中で、公共工事の場合の特例賃金のみを定めればこれは今、人手不足の中で、正に官優先の世界ができ、これは民間工事に対しても大変足かせとなるなど弊害も考える必要があると思っております。その中で全体の底上げをどうやって行くのかということが行政の立場であります。その他のご質問については関係理事者から答弁させていただきます。

【建設交通部長】中小企業に対する仕事の確保について、地域の身近な仕事を担う中小企業は、地域の 安全安心や雇用を支える上で重要な存在と考えておりまして、府民公募型整備事業など府民の身近な安 全安心につながる小規模な改修工事などを行う予算を確保するとともに、公共施設の小規模な補修など についてもインフラ長寿命化計画に基づき、中長期的な見通しを示していく必要があると考えていると ころです。これらの工事の発注においては、公契約大綱に基づき府内企業に発注するとの方針のもとで、 中小企業に対する仕事の確保に取り組んでいるところです。

小規模工事の事業者登録制度についてですが、京都府が発注する工事は、工事中の安全や品質確保など、安心安全を確保する観点から、大規模業者から小規模業者まで全て建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項審査を受けた企業であれば競争入札参加資格者としているところです。

また、土木一式工事などにおきましては、建設工事の種類や規模に応じまして発注対象となる企業、グループ分けをしておりまして、小規模な工事は小規模な事業者に発注する、地元の小規模な事業者に発注するという制度としているところです。今後とも、公契約大綱に基づきまして、中小規模の工事は府内企業へ発注するということを原則として、現行の入札契約制度の枠組みの中で、健全な地元企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間住宅の仕事の掘り起こしなどによる仕事量の確保の取り組みについてですが、住宅助成に関しては、京都府としては単なるリフォームということではなく、東日本大震災の教訓をふまえた耐震性の向上や高齢者の生活機能の維持・向上および転倒事故防止による介護予防、地球温暖化防止のための府内産木材利用促進といった広域行政としての実施すべきものを政策目的を明確にして住宅リフォームにも取り組んでいるところでございまして、地域の活性化にも寄与しているところと考えているところです。

【ばば・再質問】知事からは賃金が上がっているからこそ設計労務単価が上がっているんだとおっしゃいましたけれども、先ほど示しましたように、その流れがうまくいっていない。設計労務単価は上がっているけれども現場でお話を聞くと実質の賃金が上がっていないという声があがっている。現状と、設計労務単価が上がっているけれども、それに見合って上がっているかと言われればとても相は言えないという状況が広がっているわけですから、私は、この設計労務単価を知事のように数字だけを見て物事を判断しようとすれば判断を誤ってしまう。現場の声をしっかりと聞かないといけない。だからこそ、一つ一つの現場がどうなっているのか、人的な保証をしてでも現場の状況をしっかりとつかむ努力をすることが必要ではないかと指摘させて頂いております。もう一度、この点についてはお答えください。同時に、公契約条例につていては、正しくこれまでから答えてこられた内容と全く変わらないと言わなければいけないと感じました。

発注の際には「適正な市場価格」として設計労務単価を使う。しかし、賃金の保障の話になれば、最低賃金の話が出てくる。これでは、現場の労働者は仕事を続けることができないという声があがっているわけですから、少なくとも、「適正な」賃金を労働者に保障することは、本府が発注者として責任を持たなければいけない。野田市が公契約条例の実施に踏み切ったのは、「国が何もしないけれども、放置することは許されない」という立場からと言われています。

本府としても、そうした立場に立って公契約条例の制定に向けて前向きに検討すべきと考えますが、改めて答弁を求めたいと思います。

建設交通部長からは、現状の制度の中で地域の企業の育成を行っていく、このようにおっしゃいました。しかし、現状の中で極めて厳しい状況が起こっている。このことを先ほど私は説明させて頂きまし

た。そうした中で新たな政策目的、技術継承を含めた新たな目的が私は生まれていると指摘させていただきました。この政策目的について一体どのように考えているのか、その点について答弁をいただきたいと思います。

【知事】先ほどお答えしましたように、私どもは毎年 10 月に賃金台帳も照合するなど綿密な調査を行い、その結果、この労務賃金が上がっていることをふまえて設計労務単価をそれに合わせて上げているわけでありますから、今のご質問は全く的外れなお答えとしか言いようがないと思います。

それから、公共の賃金の保障の問題は、これは賃金法を中心に全ての労働者が等しく受けられる形で上がらなければ、そもそも官優先になってしまう。官優先の中での仕組みというのがまたあるのかも知れませんけれども、私どもの社会は、民間と官と平等の関係で行うというのが、我々の世界の仕組みであります。

【建設交通部長】技術継承とか後継者育成ということでリフォーム助成できないかというご提案を今頂いたというふうに考えております。この技術継承だとか後継者育成という観点で、どういった制度になるか、キーワードだけでございますので、きちっと私の方は理解することができませんが、一応、ご提案もいただいておりますので、意見として伺いたいというふうに考えているところです。

【ばば・指摘要望】綿密な調査をしたうえで設計労務単価を実情に合わせて上げているんだという中で 今の問題が起こっているということを改めて認識をしてもらわなければいけない。だからこそ私は、先 ほど言ったように、設計労務単価の数字にばかり目を奪われて、進めて行くことが現状を生み出してい る。そこで苦労をしている地元の企業であったり、労働者みなさんの現状に、私は今の答弁では背を向 けていると言わなければいけないというように感じました。

現場をまわれば、知事がおっしゃった事とは全く違う現実が広がっているし、これを放置することで、今、京都府の中でも技術者の確保が難しくなっている。その中で民間企業との奪い合いが始まっている。こんな状況を私は府がしているから、こうした中で近い将来に、地域の安心安全に大きな影を落とすことになるというように思います。現場の声は、まさに危機的な状況を示しています。そのことをしっかりと認識をしていただきたいと思います。

その状況を打破するためにこそ、公契約条例の制定、仕事量の確保に向けて住宅リフォームの助成制 度等、しっかりと力を尽くしていただきたい。このことを求めていきたいと思います。

府営住宅エレベーター設置基準・計画を抜本的に見直し

求められる全ての府営住宅への設置を急げ

【ばば】次の質問へ移ります。

次に高齢化の進む地元伏見の府営住宅で寄せられる切実な声についてお伺いをいたします。

本府の府営住宅ストック総合活用計画でも、平成17年時点で高齢者のみの世帯が75%にもなり、その中でも70歳以上の単身高齢者の割合が46%にも上っている。その割合は顕著に増えていることが示されています。この状況を見ても府営住宅のバリアフリーの必要性はどんどんと高まっている。低層階への住み替えなど現在の取り組みだけでは、今後一層対応が困難になることは明らかです。

私がお話を伺った府営住宅の中で最も多く寄せられるのは、エレベーターの設置を望む声です。しかし、本府では府営住宅ストック総合活用計画において、「5階建て40戸以上片廊下式」の98棟に設置をしていくとしています。最新の状況をお聞きをしますと、その内67棟に設置をされ、3棟については調整中。それ以外の28棟については、「様々な理由」でつけられないとのことでした。しかも、エレベーター設置が特に望まれる5階建ての府営住宅だけでも200棟以上あります。設置件数はここ数年、年間に4棟程度と対策は遅々として進んでおらず、このペースで行けば、全ての棟に設置するまでには、30年以上かかる計算になります。高齢化の進捗に対し、全く間尺に合い、こう言わなければいけません。抜本的に対策を急がなければますます進む高齢化の中で、高齢者の日常生活を保障することができなくなります。このため、基準の見直しを含め、抜本的な対策を進めるため前倒しした計画を立てる必要があると考えますが、いかがですか。

私の地元伏見区にある小栗栖西団地では、建築基準法の日影規制にかかる為、今の府の基準ではつけ

られないとされている棟が、全 41 棟のうち 2 棟あります。先日その 2 棟でお話を伺ってきました。「 5 階まで上るのに 20 分かかる。 1 階毎に休憩しないとあがれない」「病気の夫は家から出ることもできない」と、切実な声をお聞きしました。

「設置する場所を工夫すれば設置できるのではないか」「4階までの設置が検討できないか」などこの方々は、毎年自治会のアンケートなどを通して「何とかしてほしい」と本府に対して要望を上げ続けてきました。現在の府の規準に当てはまるかどうかの判断だけではなく、一歩踏み込んだ検討をすべきと考えますが、知事のご所見を聞かせ下さい。

府営住宅の浴槽は、高齢化に対応しバリアフリー改善を

【ばば】高齢化の中で、もう一つ大きな要望になっているのが、浴槽を深いものから浅いものへと変えてほしいというものです。現在そうした要望に対して、すのこの設置ということで高さを軽減する対処がされています。しかし、すのこを設置しても浴槽から出るときには、結局高さが変わらず出ることができない、利用することができない、高齢者の方たちの声です。しかも、すのこだけでは高さがたりず、自分でさらに台などを設置して利用されている方もいらっしゃいます。ただでさえ足腰に不安を抱えながらそうしたことをすれば、どれだけ危険かは誰が考えても明らかです。危ないと思いながらも、そうしなければ入れないと苦肉の思いでいる住民の声を聞いていただきたい。悲しい事故が起きてからでは遅いのです。住み慣れた団地でこれからも安心して暮らしていきたいという願いに応えて、早急に計画を持って対策を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

【建設交通部長】エレベーターの設置要望のある5階建ての府営住宅で、片廊下型の住棟につきましては、220棟ございまして、内すでに設置済みのものが97、未設置が123棟あるという現状は、ご指摘の通りでござまいす。エレベーターの設置は、工事中も含めまして、そこに住んでおられる方々の理解を得る必要があるということだけではなくて、国の補助を受けて実施しており、国の財政状況が厳しい中で、国の住宅予算が近年増えておらず、少しでも早く整備できるように、住民との調整を鋭意進めるということと、国に対して予算化等を働きかけて参りたいと考えているところでございます。

こうした中で、加齢などにより階段の昇降が困難となった方のために、府営住宅では、低層階などの 空き住戸へ住み替える制度を設けており、団地によっては希望される方が、空き住戸より多い状況では ございますけれども、できる限りの対応をして参りたいと考えているところでございます。

小栗栖西団地は、昭和 45 年から 47 年にかけて建設した 41 棟、1630 戸、5 階建ての団地でございますけれども、建設当初にはエレベーターが未設置であったということで、40 戸以上ある 20 棟を優先的に入居者との調整を図りつつ順次エレベーターの設置を進めているところでございます。

また、建築基準法の日影規制等により設置困難な住棟についてのご提案でございますけれども、設置場所を例えばバルコニー側にする場合、日照やプライバシー確保の問題や設置費用が高くなるといった問題、また4階までの昇降としたエレベーターを付けた場合、5階の方への対応をどうするかというような問題など、課題が考えられることから、入居者の要望や意見をよく聞きながら、対応を検討していきたいと考えているところでございます。

なお、小栗栖西団地では、先程申し上げました住み替え制度を活用いたしまして、高層階から低層階へ、過去3年間で10件、住み替えに対応してきたところでございます。

浴槽の改善についてでございますけれども、用途廃止予定を除いて、浴室がない住戸が約 5000 戸ありましたが、まず優先的にこれらへの浴室の設置を進めているところでございます。これまでに約 4200 戸設置いたしまして、現在未設置約 800 戸残っているところでございます。毎年約 100 戸程度設置を進めており、まずはお風呂のないところについて対応しているということについてご理解を求めたいと思います。

なお、高さのためにお風呂に入れないというような方がおられる場合には、各市町村の介護保険などの制度を活用いたしまして、浴槽高さの解消のための入浴補助用具などの購入や手すりの設置をしていただいているところでございます。また、介護保険制度などを受けられない方で、お風呂に入れないというご相談があれば、その方のお話を十分聞きしながら、各市町村福祉部局との連携を図るとともに、高齢者等の日常生活をより容易にする目的として、身体障がい者・高齢者向け府営住宅改善事業という府の制度がありますので、その制度の活用を含めまして、何ができるのかを検討していきたいと考えているところでございます。

【ばば・再質問】ご答弁をいただきました。エレベーターの設置については、課題を考えながら進めていくというお話がありましたし、住み替えについては、10 件程度この間進めてきたというお話がありました。しかしですね、現状で言いますと、高齢者の中では、その引っ越しの費用が出せないという声であったりとか、これも私は当然たと思いますけれども、「新しい環境にこの年で移るのは不安だ」という声が当然出てきます。これだけ高齢化が進んで、現在の計画が合わなくなっていると言わなければいけない状況の中で、こうしたことでは、私は不十分だと言わなければいけないというふうに思いますし、今、ストック総合活用計画、次の案には、恐らく検討進めていただいているというふうに思いますけれども、現在のこの計画の総括をしっかり行っていただくと同時にですね、200 棟全て対象となるように、階段室への設置も含めた現状に見合った計画となるように取り組んでいただきたい。この点は、もう一度答弁をお願いしたいと思います。計画の取り組みについて改めて答弁をお願いしたいと思います。

エレベーターの設置、先程階段室への設置というふうに言いましたけれども、同じ伏見区内でも、 URの団地であったりとか、市営の深草第三住宅では、階段室式でも設置が今進められています。私は ぜひこうした例にも学んで、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

高齢化が急速に進んでいます。こうした中で、これまで以上に抜本的な対策をしなければ、先程言ったように高齢者の皆さんは住み続けることができない、こういうふうになってしまいます。お風呂のないところを優先的に5000戸の内、4200戸には既に付けているとおっしゃいましたけれども、一方で先程紹介をしたように、高くて入れないという方に対しては、すのこの設置などで全く不十分だと言わなければいけません。今先程言ったように、入りたいけど入れない、危険冒しながらでも入らなければいけないという人たちのこの現状に、私はしっかりと向き合っていただきたい。エレベーターの設置についてもそうです。家から出られない、この人たちの声に、私は真剣に向き合うことが必要だというふうに思います。そうした皆さんの声にしっかりと応えながら、全国では様々な取り組みが始まっております。先程紹介したエレベーターの問題、お風呂の問題、どこでも起こっている問題で、そこでは新たな取り組みが進められている、そうした取り組みにもしっかりと学びながら、安心して住み続けることができる府営住宅の整備に改めて力を尽くしていただく、このことを強く求めて質問を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

【建設交通部長】お風呂につきましては、まずは無いところについて、考えさせていただいているということについて、ご理解いただきたいというふうに考えております。

また、お風呂、エレベーター共にでございますけれども、住民の方々でご不便・ご不自由があるということであれば、きっちりとお話を聞いた上で、市町村の福祉部局との連携もより一層深めながら、対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

島田けい子(日本共産党・京都市右京区) 2015年6月30日

医療保険制度改革は府民の健康と命の格差をますます広げるもの

【島田】日本共産党の島田けい子です。先に通告しています数点について、知事、並びに関係理事者に 質問します。まず、医療保険制度改革問題です。

いつでも、どこでも、だれでも、お金の心配なく、安心して、よい医療が受けたい。これは住民のあたり前の願いです。ところが歴代政府による度重なる医療保険制度の改悪は、この願いをことごとく踏みにじってきました。

5月27日には「医療保険制度改革法案」が成立しました。入院給食費や大病院外来受診時の負担増、後期高齢者医療保険料の値上げ、協会けんぽへの国庫補助削減など、老いも若きも負担増のオンパレードです。加えて、市町村国保の都道府県化や医療費適正化計画の見直し、混合診療に道をひらく「患者申し出療養制度の創設」等、国庫負担を抑制しながら、保険者、自治体を医療費抑制へ駆り立て、「医療の産業化」の名で保険会社や製薬企業の利益を最優先にするもので、国民皆保険制度の根幹を掘り崩すものです。この重大法案を衆参合わせて、わずか37時間という短時間で、十分な審議もなく採決を強行したことは重大です。審議ではすべての野党から問題点の指摘が相次ぎ、付帯決議が19項目も付くなど問題だらけの法案です。

さらに、この22日に発表された「骨太の方針」素案では、2016年度からの3年間を「集中改革期間」とし、社会保障を「歳出改革の重点分野」にすると明記。今後予想される社会保障費の自然増分を3年間で9千億~1兆5千億円規模の削減が必要とされ、介護保険の「軽度者」向け給付の切り捨てや、病床の削減、外来受診の抑制など、具体的な削減策を列挙しました。医療も介護も給付抑制と負担増という政策を一層強力に推し進めるもので、断じて許されません。

質問に入ります。医療保険制度関連法の一つ一つが重大ですが、今日は、数点について質問します。

入院給食費の引き上げについて

一つ目は、入院給食費の引き上げについてです。現在一食 260 円の負担を段階的に 460 円まで引き上げるものです。一日 600 円の値上げ、30 日入院すれば 4 万 1,400 円へ跳ねあがります。京都府保険医協会が、168 の会員病院に行った調査では、引き上げ方針に約 8 割が反対をされ、その理由として、「食事は治療の一環」「患者負担をこれ以上増やすことに無理がある」「患者の中には食事を断る人も出てくる可能性があり、持込み等の増加で栄養管理や衛生管理が難しくなる」というものです。知事はこうした現場の懸念をどのように認識しておられますか。国に対し、撤回を求めるべきではありませんか。お答えください。

大病院受診時の定額負担義務化について

二つ目は紹介状を持たず、大病院を受診した場合に従来の自己負担に加え、最大で1万円の定額負担が義務化されることです。難病連等患者団体からは、「難知性疾患患者は症状があっても原因が分からず、多くの患者は診断が確定するまで、何カ所もの病院を回ることも多い。専門医がいる病院は大病院である場合が多く、患者家族の経済的負担をさらに重くするのみならず、患者の受診機会を奪うもの」との怒りの声が出されています。国に対し、撤回を求めるべきではありませんか。また、府立医科大学付属病院等における本府の対応はどのようにされますか。お答えください。

国民健康保険の都道府県化について

三つ目には、国民健康保険の都道府県化についてです。国保料や税の負担増が懸念されています。 昨年6月時点で、京都府内市町村国保の国保料滞納世帯は48,946世帯、加入世帯の12%に上り、窓口で10割を負担しなければならない資格証明書を渡された世帯は5,196世帯となっています。全日本民医連が実施した「経済的自由による手遅れ死亡事例調査」では、「会社退職後に高すぎる国保料が負担できず、無保険で受診ができず、がんで手遅れ死亡」、「保険料を滞納し保険証が窓口留め置きになり、医療費が心配で手遅れ死亡」等で56人が死亡したと報告されています。こうした事態をうまないために、国民健康保険料の引き下げが必要です。全国知事会としても、「協会けんぽ並みの保険料負担率ま で引き下げるべきで、そのためには1 兆円が必要」とし、国へも要望されましたが、今回、国からの市町村国保への追加公費は今年度1,700億円、平成30 年度には3,400億円とされましたが、到底足りません。1984 年度には、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%あったものが、現在では25%以下へ半減してきたものです。国に対し、国庫負担の抜本的増額を求めるとともに、本府として、保険証の取り上げなどの滞納対策強化を止めるべきです。

平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となりますが、府は、市町村ごとの納付金決定や標準保険料等の設定を行うとともに、市町村は、被保険者証の発行、保険料率の決定、賦課徴収を行います。

そこで伺いますが、市町村はこれまで通り、住民負担軽減のためのきめ細かな保険料率の決定や軽減 策等、一般会計からの繰り入れも必要だと考えます。いかがですか。

さらに、国保都道府県一元化は、都道府県を司令塔にして、医療保険財政と医療提供体制の両面から 医療費を抑制することにあると考えます。15 日の内閣官房の専門調査会が、高齢化のピークとされる 2025 年に必要な医療機関のベッド数は、115 万から 119 万床程度で、高齢化で必要と見込まれる 152 万床の約 2 割にあたる 37 万から 33 万床を減らすべきだとする報告書をまとめました。30 万人程度は 在宅へ移行するなど、「患者追い出し」によって医療費削減をすすめる内容です。京都府においては 0.1% の削減率とも報道されました。13 日の京都新聞社説では、「地域ごとに医療事情は異なり、在宅医療の 受け皿が不十分なまま機械的に病床削減を押し付けるなら、地方の医療体制を崩しかねない。慎重な議 論を求めたい」と報じました。

2015年1月9日、全国知事会は、「医療費適正化の見直しに係る緊急要請」を行いました。その中で「推計に過ぎないものを「目標」として設定しても、都道府県は結果責任を負うことは困難、一度目標を設定してしまえば、それが独り歩きして、さまざまな面で都道府県を拘束する懸念がある」、「医療費の見通し」を「目標」と見直すのは反対だ、特定検診、保健指導、平均在院日数等、現在任意の記載事項を義務付を強化することは認められないとしてこられましたが、その立場に今も変わりありませんか。 都道府県が策定する「医療費適正化計画」に医療給付費の目標を明記し、「地域医療構想」による病床削減とリンクさせ、新たに導入する「都道府県国保運営方針」も「適正化計画」と整合させるよう義務付けていますが、強力な医療費削減の仕組み作りにどのように対応されようとしていますか。お答えください。

【知事】医療保険制度改革についてでありますが、国保がなんで都道府県に移管されたら国民保険料や 税の負担が増えるのかというのは、仕組み的にはまったくナンセンスな話でありますので、そのことは 申しておきます。

そして、少子高齢化社会のなかで、いままでのように 1,500 人の街で、または 2,000 人の街で保健制度をこれから健康保険とかねて営めるとはたぶん私は難しいと思っております。保険ですから、ある程度ロットがないと安定した財政運営が行えない。これは常識の話であります。このために都道府県がやはり引き受けざるをえないだろうということが広域団体としての責務から、私は仕方なかったと思っておりまして、ただそれだけではなくて、やはりもはや、市町村単位による国保の運営や一般会計からの繰り入れも、市町村も限界を迎えてきているわけでありまして、そうした点も解決しなければならないということで、国に対して抜本的な財政基盤の強化を求めていて、ようやく都道府県に移管するという前提で先ほどお話がありましたように、3,400 億円の財政支援を取り付けてきたわけであります。これによってとりあえずは、法定外の繰入額というのも、一応カバーできる形になっているということでありまして、その点から、都道府県に移管するということが国保財政の安定の上に大きな役割を果たしているということは認めていただきたいと思います。

そして、このうちの 1,700 億円は低所得者対策として、今年度から保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体の財政支援を大幅に拡充するものになります。さらに、国保法改正にあたりましては、国が国民健康保険制度の堅持に最終的な責任をもち、改革後の国保の持続可能な運営を確保する観点から、さらなる財政措置も含め検討を加え、必要な講じる上の確認を取り付けているところであります。そして、滞納対策については、これは保険制度でありますから、被保険者の負担の公平性を確保する角度からも、ちゃんとこれは滞納対策をとっていくのは、当たり前の話であります。ただ、一方で一律的機械的な対応にならないように、市町村に対しては、滞納の状況をふまえた納付等相談などを通じ、

滞納の理由や生活実態を十分把握したうえで、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を行うように、助言・指導しているところであります。

また、市町村がひき続き、被保険証の発行などの資格管理や保険料率の決定や、賦課徴収を担うこととされておりまして、一般会計からの繰り入れも、市町村の判断で可能でありまして、柔軟な制度になっている。これは市町村側からは大変不満が出ております。全部、都道府県に投げたかったわけでありますけれども、それはどうでしょうかということでやっておりまして、私どもとしましては、市町村にも応分の責任を持っていただきたいということで、制度としてはいい方向で決着したのではないかなと思っております。

また、医療費の適正化についてでありますけれども、今後も高齢化で病院にかかる人が増え、医療費の増加が見込まれるなか、何をもって適正な医療費とするのか、知見や共通認識がないなかで、拙速に適正化を求めると、医療費を抑制することにしかならないことについては、懸念を先ほどからご指摘のように表明をしてきました。これはまさに、私が知事会長として知事会の意見をまとめてやっているわけであります。「わははは」ではなくて、その通りなのですからまさにそういう形でやっているのです。そのため、新たに保険者に加わる都道府県が市町村と役割分担を行い、体制を整えたうえでリーダーシップを発揮し、保健事業の推進や医療費の分析をしっかり行うなど、合理的かつ効率的なものにしていくことが重要でありまして、京都府もその責任をしっかりと果たしていく考えであります。

そのためには、京都府が責任を持てるだけの権限が必要でありまして、医療費については診療報酬決定などの権限は国が担っており、都道府県が管理できる要素は非常に限られている状態でありますので、次期医療費適正化計画の策定にあたっては、医療費の推計や目標を定める医療費適正化基本方針を国が策定する過程において、都道府県と十分協議のうえ同意を得るよう、いま求めているところであります。いずれにしましても、これは将来にわたり、すべての国民のみなさんが、必要な時に適切な医療を安心して受けられるように医療ニーズの変化をふまえた提供体制の整備、そしてそれを絶えず支え合い整える保険制度を持続させるために、どういう形で保険料負担、そして税負担とをバランスさせるかということが、これからも大きな問題であります。いずれにしろ、税にせよ国民保険料にせよ、国民負担の上でしか成り立たないものであります。こうした点をふまえて、できる限り適正に行っていくということも考えながら、我々も努めていきたいと思っております。その他のご質問については、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長】医療保険制度についてでありますが、入院時食事療養費は、現在、食材費のみの負担となっており、在宅療養や療養病床の入院との公平化の観点から、調理費相当額を含め、同額となるよう段階的に引き上げられるものであり、持続可能な医療保険制度を構築し、国民皆保険制度を守るための見直しの一環であります。見直しにあたっては、低所得者や難病、小児慢性特定疾患の患者は現行通り据え置かれることとされており、国では今後、見直しの趣旨も含め、医療関係者や患者の理解を求めていくこととするとされています。実施に際し、医療の現場で混乱が生じないよう、十分な措置がはかられるよう、きめ細やかな対応を求めてまいります。

次に、紹介状なしで受診する場合のいわゆる初診時選定療養費については、病院と診療所の機能分担を進め、地域の限られた医療資源の効率的活用や病院勤務医師等の負担軽減に効果があることから、現在も国に選定療養の届け出を行っている 200 床以上の病院で徴収されているところです。

来年度から、国が定める一定の要件に該当する病院は、原則定額の料金を患者に求めることとされておりますが、徴収金額や対象病院、定額負担の対象とならない症例等の詳細は、今後、国において検討されるところであります。

京都府内の医療資源は地域により大きく異なることから、特定診療科の医療機関がなく、大病院を受診せざるを得ない場合は対象外とするなどの措置も検討も必要であります。このため、患者の状態に応じ、必要なときに適切な医療を受けられるよう、医師会や病院団体などから意見をお聞きしたうえで、国への提案等必要な対応を行ってまいります。

なお、府立医科大学附属病院における初診時選定療養費につきましては、現在 3,150 円、北部医療センターでは 2,100 円をお支払いいただいております。今後につきましては、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

【島田・再質問指摘】ご答弁ありがとうございます。

お金がないとまともな治療が受けられない。健康と命の格差をますます広げる医療保険制度改革法の強行は国民に不利益しかもたらしません。制度を持続しても、国民の命や暮らしが継続できないではありませんか。高すぎる国保料の問題と高い窓口負担、この解決のためには「都道府県化」は逆行そのものです。全国知事会が一兆円の国費投入を要望されましたが、今回3400億円と、国保加入者一人あたり3万円の保険料の軽減が一兆円で出来るのです。「大改革」というなら、まずはこれをやるべきでありまして、定率の国庫負担としての抜本的増額を求めていただくこと、これは要望しておきたいと思っております。一般会計からの繰り入れは可能という答弁でありましたので、その立場で対応されるよう求めておきます。

入院給食費の患者負担について、難病患者や低所得者が据え置きということですが、難病患者さんにはこの1月、医療費の自己負担が拡大をされておりまして、大きな負担になっております。病気そのものとの厳しい闘いが余儀なくされるがんの患者さん、難病指定されない患者さん、心臓病の子どもたちがたくさんおられますが、入院給食費は高額療養費の対象ともならず、深刻な受診抑制が広がることは必至です。「給食は、治療の一環であって、そもそも、保険(給付)から外すことが大問題。在宅と公平といわれますが、公平性というなら、在宅療養者に、管理栄養士による食事(栄養)管理を充実するべき」だ。これが栄養士会の意見でありまして、この点も国へ要望していただきたいと考えております。

また、紹介状なしの大病院受診の定額負担は、全国医学部長病院長会議の調査で、現在の選定療養費の導入病院でも、外来の機能分化とはいう当初の目的効果が見られず、過度な患者負担により患者の受療権を奪うもので、義務化に反対という声をあげておられます。政省令あるいは診療報酬改定作業はこれからでありますので、いま国に求めていきたいということでありましたので、ぜひ、患者や医療関係団体の声を国へ届けていただきたいと強く要望しておきます。

地域医療構想策定については、本府の国への政策提案でも、入院患者の行き場がなくならないよう、 地域の実情を十分踏まえた柔軟な対応の検討、慎重な対応を求めておられます。その立場で、「医療難 民」「介護難民」を広げてきた病床削減、負担増などによる「患者追い出し」を現場に強いることのないよう、現場の声をよく聞いて、必要な医療提供体制の維持・拡充のためにご努力いただくことを求めて、次の質問に移ります。

マイナンバーは中止を。狙いは社会保障の抑制・削減を効率的にすすめること

【島田】医療・社会保障の抑制のツールの一つとして挙げられている、社会保障・税の共通番号、いわゆる マイナンバー制度に関連して、何点か伺います。

諸外国を見てみますと、官民分野で共通番号を用いるアメリカでは、成りすまし被害は深刻で、2006年から2008年の成りすまし犯罪は1170万件、被害総額は1兆300億円にものぼり、韓国では、人口の約3倍にものぼる個人情報が流出し、クレジットや銀行口座が盗まれるなど犯罪の温床になっていることから、見直しが図られ、官民共通番号を廃止する動きもあります。

こうした中にもかかわらず、2013 年 5 月、マイナンバー法が自民党、公明党、民主党、維新の会などの賛成で成立しました。日本共産党は、国民 1 人 1 人に生涯普遍の個人番号を付けて個人情報を容易に照合する仕組みを作ることは、プライバシーの侵害やなり済まし犯罪が常態化する危険があり、初期投資 3000 億円ともされる巨額プロジェクトにも関わらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められること、税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないとして反対をしてきました。その指摘が現実のものとなっています。とりわけ、この間の、日本年金機構の 125 万件にのぼる個人情報流出問題では、マイナンバー制度導入への不安が広がっています。

流出の原因は、日本年金機構に送り付けられた、いわゆる「標的型メール」に添付されたファイルを 開封することにより、年金受給者の基礎年金番号や氏名、生年月日、住所が流出したものです。とうと う、神奈川県の女性が 300 万円をだまし取られる事件がおこりました。

マイナンバー制度は、今回流出した年金情報を含む社会保障と税などの膨大な個人情報を国と自治体が一元的に把握・活用するものです。 甘利社会保障・税一体改革担当大臣は、6月5日の記者会見で、日本年金機構の情報流出事件を受け、マイナンバー制度と年金機構との情報連携は「事件の検証を踏まえて導入時期を考えたい」と述べる一方、制度そのものに関しては、今年10月からの個人番号通知、

来年1月からの利用開始のスケジュールはそのまま進めていく。影響はないなどと強調しています。

今回の流出をはじめ、ベネッセ、最近では東京商工会議所会員企業 12000 件の情報流出など、民間企業の情報漏えいも相次いでいます。政府機関や企業など、特定の標的を狙ってウイルスに感染するメールを送りつけて機密情報を盗み取ろうとするサイバー攻撃は、昨年1年間だけでも 1700 件も確認されています。霞が関では、標的型攻撃メールの訓練が行われた際、1割の職員がファイルを開封してしまったそうです。本府でも同様の訓練が行われていますが、誤って開封する職員が何人もいたそうです。

11 日の参議院内閣委員会でわが党の山下よしき議員が、情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であり、意図的に情報を盗みとる人がいること、また、いったん漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかない事態になること、情報は集積されればされるほど、利用価値が高まり、攻撃されやすくなる等の危険性があると指摘し、菅官房長官の認識をただしました。菅官房長官は、「そういうものであるということを基本に、防御態勢をつくることが大事だ」とのべるなど、山下参議院議員の指摘を事実上認める答弁を行いました。この際うかがいますが、知事は、これまでの議会で「マイナンバー制度を進化させる」といわれてきましたので、今回の事態をどのようにお考えでしょうか。伺います。

中小企業事業者にシステム更新や人的体制確保の重い負担

また、官公庁や民間企業のマイナンバー制度へのシステム対応が完了したのは4%という調査結果もあるなど、その準備は大きく遅れているのが現状ではないでしょうか。京都府及び、府下市町村の状況はいかがでしょうか。うかがいます。

従業員を雇うなどの個人のマイナンバーを扱う事業主はすべて、個人番号関係事務者として、マイナンバー運用の義務を負うことになります。従業員本人はもちろん配偶者・扶養家族、アルバイトも含めた雇用者の膨大な番号を厳格に管理することが求められていますが、厳しい経営を迫られている小規模事業者に、システムの更新や整備の費用や人的体制確保が重い負担となってのしかかっているのです。マイナンバー増税だとの悲鳴が上がっています。

一方、国民にとってはどんな利益があるでしょうか。政府はマイナンバーがあれば公的年金の申請の際、多くの書類をそろえる手間が省けると宣伝していますが、多くの人にとって年に一度あるかないかの手続きです。これまで、医療、年金、介護、雇用の情報、納税や給与の情報はそれぞれの制度ごとに管理され、それぞれ共通番号もネットワークシステムもなく運営されているのです。個々の事務を検証していくと、実際にネットワークシステムを活用できるのはほんのわずかであり、そのわずかの効率化のために、中小企業には大きな負担を負わせ、国民には、個人情報の漏えいや悪用などの重大な不利益を与え、複雑な仕組みで巨額のコストがかかるシステムが本当に必要なのでしょうか。

そもそも、マイナンバー法の狙い、目的は、一人一人の社会保障の利用状況と税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整え、社会保障の抑制・削減を効率的に進めることにあります。

国民のプライバシーを侵害し、中小企業にも大きな負担と困難をひろげ、国民にとっても利益もほとんどないマイナンバーは中止すべきと考えますがいかがですか。

少なくとも、10 月からの実施を中止し、年金情報流出問題などの教訓をふまえ、現状をしっかりと 検証すべきではないでしょうか。個人情報の徹底した分散管理と徹底した個人情報の保護対策強化こそ 必要と考えますが、いかがですか。お答えください。

最後に、マイナンバーで情報連携を行うこととなる本府の情報システム、セキュリティ対策について うかがいます。平成 24 年度の包括外部監査では、I T推進本部は平成 18 年 8 月に開催されて以降一 度も行われておらず、情報セキュリティの根幹ともいうべき基本方針、対策基準、実施手順の重要な事 項の遵守が十分でないことが指摘をされています。監査結果を踏まえた改善の取り組みが行われていま すが、どのような対策を講じられていますか。また、今回の年金情報流出問題を受けて、本府の課題は いかがでしょうか。お聞かせください。

【志田総務部長】マイナンバー制度についてですが、この制度は社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤であります。この制度の導入によりまして、社会保障や税等に関する申請の際、添付書類が不要となったり、又国民一人一人のポータルサイトに行政機関から利用可能なサービスを積極的にお知らせし、真に困っている方々にきめ細かに支援できるなど国民にとって極めて大きな効果が期待される所でございます。

一方で、個人情報について懸念の声も承知をしております。そのため、先ず制度面におきましては、他人によるなり済ましを防止するため、厳格な本人確認が法律で義務付けられております。また個人情報の客観性、実効性を担保するため、同じく法律で、地方公共団体等に情報漏えい等のリスクの分析とその対策を義務付けられており、更に本府におきましては、先の2月定例府議会でお認めいただきました条例に基づきまして、独立した第三者機関、すなわち京都府個人情報保護審議会によります評価・点検も実施しております。このようにマイナンバー法や条例に基づく対策をしっかりと取ることとしております。

またシステム面におきましても、個人情報の連鎖的な漏洩を防止するため、二重三重の対策を講ずることとしております。現在は来年1月の制度改正に向けまして、府庁はもとより府内市町村においても必要なシステム改修や個人情報保護措置等を実施するなど準備作業を鋭意実施しております。

また、源泉徴収票の作成等につきまして、従業員等のマイナンバーを利用する民間事業者につきましては、こうした事務に関係する団体や税務署等の関係行政機関が制度周知を行い、また説明会の開催等も行ってございます。このように円滑な導入に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上のように国、地方、民間が協力して制度導入に向けた準備を進めておりまして、府と致しましても、府民に対する制度の周知、あるいは府職員に対する情報管理の徹底などマイナンバー制度の開始に向けました取り組みを更に強化してまいります。

【畑村政策企画部長】情報管理の危険性についてですが、先ずマイナンバー制度の情報管理システムにつきましては、各情報機関等が保有している個人情報、特定の機関に集約し、閲覧をする一元管理ではなく、個人情報はこれまで通り行政機関等が保有し、この機関の個人情報が必要になった場合につきまして、情報の紹介提供を行う分散管理の方法を採用しておりますので、情報の集積により危険性が大きくなると言ったようなことはございません。

その上で今回の日本年金機構におきます情報漏えい問題の発生におきまして、国に対して、マイナンバー制度のセキュリティ対策について、再度総点検し、プライバシー保護に関する、国民の不安を払しょくし、国民の信頼が得られる安全対策を示すよう、全国知事会を通じまして要請をした所でございます。またセキュリティ対策につきましては、国まかせにせず、京都府としても、しっかりと取り組んで行かなければならないと考えておりまして、これまでからファイアーウォールの設置やウイルス対策ソフトの導入等、ハードソフト両面の対策を実施してまいりました。更に平成24年度からは、全国に先駆け、府内市町村と共同で標的型の攻撃に対します訓練を行いますとともに、平成25年度からは、全職員を対象としたeラーニングによりますセキュリティ研修を行うなど、人的な対策も講じてきたところでございます。引き続きこれらの対策を確実に実施いたしますとともに、新しいセキュリティ技術も積極的に導入いたしまして、対策をより強固なものにしてまいりたいと考えております。

次に情報システムの改修やセキュリティ対策についてですが、平成 24 年度に実施されました包括外部監査では、全庁のシステムに対する管理体制の厳格化、それから実態にそぐわない部分がある規定の整備、大きくはこの 2 点を中心に、全部で 44 項目のご指摘をいただきまして、現在までに措置済みが 24 項目、改善中が 20 項目という状況でございます。残りの 20 項目につきましては、多くはシステムの構造と一体不可分の内容になってございまして、現在マイナンバー制度の導入に向けまして、一つには新しい技術を用いて、マイナンバーを取り扱うシステム分とインターネットに接続を致しますシステム分をより完全な形で分離をするというのが 1 点、それから端末に全くシステムのデーターが残らないようにする、新しい技術、セキュリティ活動基盤の構築というのがございまして、これを全国の都道府県に先駆けて現在取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みによりまして、システムの管理構造そのものが変わってまいりますので、その完成に合わせまして、庁内システムに対するガバナンスの体制、またセキュリティポリシーをはじめと致します、情報セキュリティに関する各種規定につきまして、一体的に見直しをすすめてまいりたいと考えております。

情報漏洩を完全に防ぐのは不可能。危機意識をもって対応せよ

【島田】いまの答弁を伺っておりますと、情報漏洩を防ぐ完全なシステムの構築は不可能である、こういう認識に立って、府民の大切な情報を個人情報を預かる自治体として、もう少し危機意識をもって今

後の対応に当たるべきだと思っております。

特定個人情報保護評価書は日本年金機構もこの3月に作成済みでしたが、情報流失は防げなかったわけです。それから中小企業の実態について、現状のどこまで、設備等の更新等がされたのか、実数をつかんでおられるのであれば、これも答弁いただきたいと思っております。年金情報の流失の対策も進んでおりません。

この 10 月からの番号通知の延期を求めるとともに制度そのものを廃止するべきと要望するべきと、 指摘要望をしておきたいと思います。

本府の情報セキュリティ対策については、行政、人事、総務等8つのシステム全てが外部委託でございます。外部事業者における規定の未整備、USBの未承認使用、電子メールによる大量データー持ち出しに関する規定がない、委託業者に対する京都府の監査がされていない等、重大な問題が指摘されています。委託業者が雇用する人の名簿の管理もできていない、年金機構で起こったことが本府で起こらないと本当に言えるでしょうか。今お取り組み中だと思いますが、あくまでそういう立場で住民の情報しっかりと守るためにも対策の強化を求めて質問を終わります。

【総務部長】中小企業等の設備の準備についての再質問をいただきましたが、マイナンバー法上の制度 の周知の義務、これは法律上明確に国の義務として規定されてございます。中小企業を含め周知の義務 は、これは国と言うことでございます

【他会派の一般質問項目】

6月26日

■小鍛治義広(公明・京都市南区)

- 1. 文化芸術による国際交流とおもてなしについて
- 2. SNS による子どものいじめ対策につい て
- 3. 府立高校におけるグローバル教育について

■酒井常雄(民主・城陽市)

- 1. 機能性表示食品制度について
- 2. 「お茶の京都」について

■四方源太郎(自民・綾部市)

- 1. 京都府の「多極共生化」について
- 2. JR 山陰本線園部・綾部間の複線化推進 について
- 3. 少子化対策について

6月29日

■園崎弘道(自民·城陽市)

- 1. 府南部の企業誘致の状況について
- 2. 新たな集客施設の創出について
- 3. 集客及び地域間連携のための道路ネットワーク構築について

■藤山裕紀子(自民・宇治市・久御山町)

- 1. 災害対策について
- 2. 府道等の整備状況について
- 3. お茶の京都について

■田中美貴子(民主・宇治市・久御山町)

- 1. 子どもの貧困対策について
- 2. 少子化対策について
- 3. 性被害者ワンストップ相談支援センター(仮称)の開設について
- 4. 府のスポーツ施設整備について
- 5. 観光振興について

6月30日

■荒巻隆三(自民・京都市東山区)

- 1. 琳派 400 年と伝統産業の振興について
- 2. がん対策の推進について
- 3. 出水期に向けた水害対策の強化について

■堤 淳太(民主・長岡京市・大山崎町)

- 1. 府内産木材の活用と今後の森林整備について
- 2. 京都縦貫自動車道開通に伴う京都府南 北の大交流について

3

■菅谷寛志(自民・京都市山科区)

- 1. 地方創生について
- 2. 交通安全対策について
- 3. 最先端のがん治療研究施設について